

日進市公契約条例に係る労働条件の確保についての報告等に関する要綱

令和 3 年 1 2 月 2 4 日
要 綱 第 6 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、日進市公契約条例（令和 3 年日進市条例第 1 6 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、労働条件の確保についての報告等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(特定公契約の明示)

第 3 条 市は、日進市公契約条例施行規則（令和 3 年日進市規則第 4 8 号）第 2 条に定める公契約（以下「特定公契約」という。）に係る公告その他の特定公契約の申込みの誘引を行う場合は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 特定公契約に該当すること。
- (2) 受注者が自ら使用する労働者に係る労働条件報告書（第 1 号様式）及び下請負者に係る労働条件報告書の提出を受注者に求めること。

(労働条件報告書の提出)

第 4 条 市は、受注者等に対し、労働条件報告書を作成させ、契約締結後速やかに提出させるものとする。

- 2 市は、受注者等が特定公契約に係る業務の一部を下請負者に請負又は再委託をする場合は、当該受注者等をして、労働条件報告書を当該下請負者に作成させ、契約締結後速やかに当該受注者等にそれらを取りまとめさせた上で、市に提出させるものとする。

(労働者への周知)

第 5 条 受注者等は、次に掲げる事項について、特定公契約が行われる場所に掲示し、又は書面で交付することにより、労働者に周知しなければならない。

- (1) 地域別最低賃金
- (2) 市に提出する労働条件報告書の写し
- (3) その他市長が必要があると認める事項

(労働者の申出)

第 6 条 労働者（受注者が自ら使用する者に限る。）は、前条各号に掲げる事項を確認し、その内容に疑義がある場合は、市に対し、労働条件報告書に係る申出書（第 2 号様式）を提出することができる。

(不利益な取扱いの禁止)

第 7 条 受注者は、労働者から前条の規定による申出書の提出があった場合は、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(調査及び改善の方法)

第8条 市は、労働条件報告書の内容に疑義があった場合又は労働条件報告書に係る申出書の内容を確認する必要があると認めた場合は、関係機関との連携を図りながら、受注者等に対して聞き取り等の調査を行い、労働条件報告書調査票（第3号様式）を作成するものとする。

2 市は、関係機関と協議の上、受注者等に労働条件の改善が必要と判断した場合は、労働条件改善通知書（第4号様式）により受注者等へ通知するものとする。

3 受注者等は、前項の規定による通知を受けた場合は、速やかに労働条件の改善を図り、その内容について労働条件改善報告書（第5号様式）により市に報告するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

第1号様式（第3条、第4条関係）

労働条件報告書

年 月 日

日進市長 宛て

所在地
商号又は名称
代表者氏名

日進市公契約条例に係る労働条件の確保についての報告等に関する要綱第4条の規定により、次のとおり報告します。

契約（協定）名	
---------	--

区 分	項 目	回 答
総 則	(1) 労働契約・雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、始業時間、終業時間、時間外労働などの労働条件を文書で明示していますか。	
就業規則	(2) 常時使用する労働者が10人以上いる場合は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届出するとともに、作業場の見やすい場所に掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。	
労使協定	(3) 36協定（時間外及び休日の労働に関する協定）を締結し、労働基準監督署に届出していますか。	
法定帳簿	(4) 法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿）を整備していますか。	
労働時間	(5) 労働者の労働時間を把握し、適正に記録・管理していますか。	
	(6) 法定の年次有給休暇を付与していますか。	
賃 金	(7) 賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金を支払っていますか。	
	(8) 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか（口座振込を含む。）。	
	(9) 時間外、休日等に労働させた場合、法令どおり割増賃金を支払っていますか。	
	(10) 地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
安全衛生	(11) 事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び衛生推進者を選任していますか（常時使用する労働者が10人未満の場合は、「－」を記入してください。）。	
	(12) 事故報告書の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	
	(13) 労働安全衛生法に基づく健康診断を雇入れ時及びその後1年以内ごとに1回、定期的実施していますか。	
各種保険	(14) 社会保険、厚生年金、雇用保険、労災保険等の加入手続を適正に行っていますか。	

「回答」欄には、「○」又は「×」、該当しない場合は「－」を記入してください。

注1 対象とする労働者の範囲とは、本契約等案件における業務に従事する者です。

2 受注者等（下請負者を含む。）が業務の一部を下請負者に請負又は再委託をする場合は、当該下請負者が労働条件報告書を作成した上で、受注者等が取りまとめて提出してください。

第2号様式（第6条関係）

労働条件報告書に係る申出書

年 月 日

日進市長 宛て

住 所
氏 名
連絡先

日進市公契約条例に係る労働条件の確保についての報告等に関する要綱第6条の規定により、次の契約（協定）に係る労働条件報告書について疑義があるため申し出ます。

契約（協定）名	
受注者名	
疑義内容	

第3号様式（第8条関係）

労働条件報告書調査票

第 号
年 月 日

調査者 所属
氏名

契約（協定）名		
受注者等名		
疑義内容	聞き取り等調査の結果	

第4号様式（第8条関係）

労働条件改善通知書

第 号
年 月 日

様

日進市長

日進市公契約条例に係る労働条件の確保についての報告等に関する要綱第8条第2項の規定により、次のとおり改善が必要な事項について通知します。つきましては、労働条件改善報告書（第5号様式）を作成し、提出してください。

契約（協定）名	
受注者等名	
改善が必要な事項の内容	

第5号様式（第8条関係）

労働条件改善報告書

年 月 日

日進市長 宛て

所在地
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で通知された労働条件の改善が必要な事項について、日進市公契約条例に係る労働条件の確保についての報告等に関する要綱第8条第3項の規定により、次のとおり報告します。

契約（協定）名	
措置日	年 月 日
改善実施方法及び内容	